

旅館業営業の手引き

令和5年12月

大津市保健所 衛生課

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1
- 一般的な許可取得までの手続きの流れ・・・・・・・・ p1～p6
- その他必要な手続きについて・・・・・・・・ p7～p8
- 旅館施設の構造設備基準等について・・・・・・・・ p9～p10
- 旅館施設の維持管理基準等について・・・・・・・・ p11～p12
- 各種申請書、届出書等の様式について・・・・・・・・ p13～p27

《お問い合わせ先》

大津市保健所衛生課

〒520-0047

大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 2階

TEL : 077-522-7372

FAX : 077-522-7373

はじめに

旅館業を営業するには、事前に保健所に許可申請を行い、**旅館業法の許可**を受ける必要があります。この許可を受けるには、**旅館業法等で定められている構造設備基準等に適合する**必要があります。

当該手引きでは、**旅館業法の概要や手続き方法等について記載しておりますので、大津市内で旅館業を営業しようとする時は、事前に次の事項をよくご確認ください**ますようお願いいたします。

旅館業とは・・・

旅館業法では「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されており、「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされています。旅館業は「人を宿泊させる」ことであり、生活の本拠を置くような場合、例えばアパートや間借り部屋などは貸室業・貸家業であって旅館業には含まれません。

また、旅館業は営業形態により以下の3種類に区別されており、それぞれ別に構造設備基準が設けられています。

- ・旅館・ホテル営業：簡易宿所営業及び下宿営業以外の営業
- ・簡易宿所営業：宿泊する場所を複数人(2人以上)で共用する構造及び設備を設けて行う営業
- ・下宿営業：1月以上の期間を単位として宿泊させる営業

また、平成30年6月15日付けで**住宅宿泊事業法**が施行されたことにより、この法律に基づき届出を行った住宅においては、旅館業法の許可なしに**年間180日以内**の「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」が可能になりました。なお、**住宅宿泊事業法の所管は、大津市ではなく滋賀県**であるため、この法律の制度及び届出方法については、次の所管部局までお問合せください。

【宿泊業の分類】	
旅館業	旅館業法の許可を受け、 年中営業の実施が可能
住宅宿泊事業	住宅宿泊事業法に基づく 届出 を行い、 年間180日以内 で営業を実施

【住宅宿泊事業法の所管先】

滋賀県商工観光労働部観光振興局観光企画室

大津市京町四丁目 1-1 滋賀県庁東館 4階（連絡先：077-528-3741）

1. 一般的な許可取得までの手続きの流れ



(1) 事前相談及び他法令の規制について

許可の手続きを進める前に、以下の図面等を持参の上、**保健所の窓口にご来所**ください。窓口にて許可取得に必要な手続きについて説明させていただくとともに、施設の構造等について確認させていただきます。

- ・施設の付近見取り図、立面図、平面図、配置図等

※なお、旅館業を実際に行うには、旅館業法だけでなく**建築基準法や消防法等の他法令の規定も遵守する必要があります**ので、他法令の規制もよくご確認ください。

ア) 都市計画法及び建築基準法の規制概要

都市計画法では、無秩序な土地利用を防ぐため、「用途地域」を設けており、その種類ごとに立地できる建物が、建築基準法により細かく定められており、下表の「×」の用途地域においては、ホテル・旅館等の用に供する建物の立地が禁止されています。

用途地域の種類	住居専用地域 第一種低層	住居専用地域 第二種低層	住居専用地域 第一種中高層	住居専用地域 第二種中高層	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
ホテル・旅館等の立地	×	×	×	×	○*	○	○	×	○	○	○	×	×

※ ホテル・旅館の用に供する部分が3,000㎡以内の場合に限り建築可能

都市計画法に規定する「市街化調整区域」においては、原則としてホテル・旅館等の用に供する新たな建物の立地、新たなホテル・旅館等の営業はできません。

また、既存の住宅を活用し、旅館の用途とする部分が200㎡を超える場合は、事前に建築基準法に規定する用途変更の確認申請を行う必要があります。

なお、これに該当する場合は、旅館業法の許可申請時にその用途変更に係る確認済証の写しの添付が必要になります。

これらのことについて、詳しくは次の所管部局までお問合せください。

【用途地域に関すること】

都市計画部都市計画課

大津市御陵町3-1 市役所本館3階（連絡先：077-528-2770）

【用途変更の確認申請に関すること】

都市計画部建築指導課

大津市御陵町3-1 市役所本館3階（連絡先：077-528-2774）

【市街化調整区域における規制に関すること】

都市計画部開発調整課

大津市御陵町3-1 市役所本館3階（連絡先：077-528-2773）

イ) 消防法の規制概要

旅館業を行うには、規模等に応じて消火器、自動火災報知設備、誘導灯等の設備の設置を要し、また、防火管理者の選任等が必要になる場合があります。

なお、旅館業法の許可申請時には、消防法令適合通知書の写しの添付が必要になります。消防法について詳しくは、次の部局までお問い合わせください。

【消防法に関すること】

消防局予防課

大津市御陵町3-1 市役所新館2階（連絡先：077-525-9902）



消防法令適合通知書の交付申請は、次の管轄消防署で行うことができます。

- | | |
|--|---|
| ● 中消防署
大津市御陵町 3-1 市役所別館 1 階
(連絡先：077-525-0119) | ● 南消防署
大津市光が丘町 5-7
(連絡先：077-533-0119) |
| ● 北消防署
大津市真野二丁目 23-1
(連絡先：077-572-0119) | ● 東消防署
大津市大江四丁目 18-1
(連絡先：077-543-0119) |

(2)-1 事前審査の申し出

旅館施設の建築等（住宅等から旅館への用途の変更含む。）を行おうとするときは、保健所に事前審査の申し出を行い、「**旅館業事前審査結果通知書**」の交付を受ける必要があります。なお、事前審査申出書は 2 部提出する必要があります。

【申し出に必要なもの】

○旅館業事前審査申出書（大津市旅館業指導要綱 様式第 1 号）

○添付書類

- (1) 構造設備の概要（別紙様式）
- (2) 縮尺 100 分の 1 程度の立面図及び各階平面図
- (3) 営業施設の付近見取図（営業施設の位置、当該施設の敷地の周囲 100 メートル及び 200 メートルの距離を示す線並びに当該施設の周囲おおむね 300 メートルの区域内にある**旅館業法第 3 条第 3 項各号及び大津市旅館業法施行条例別表第 2 第 5 項第 1 号に掲げる施設（※p5 参照）**の位置及び名称を明記したもの）
- (4) 施設の配置図（敷地内の建物配置図及び屋外広告物を明記したもの）
- (5) 申出者が法人であるときは、定款又は寄付行為の写し
- (6) 戸建住宅、集合住宅等を賃借又は転借して旅館業を行おうとする場合は、賃貸人及び転賃人が施設を旅館業の用に供することを承諾したことを証する書類
- (7) 分譲マンション内で旅館業を行おうとする場合は、専有部分の用途に関する規約の写し（規約に旅館業についての定めがない場合は、管理組合において旅館業の実施を禁止する意思がないことを確認したことを証する書類）
- (8) その他保健所長が必要と認める書類（施設の写真等）

● 事前審査の申出制度について

事前審査の申出制度とは、提出された書類から申出施設が旅館業の構造設備基準等に適合しているか否かを審査するものであり、上記の添付書類のみではこの審査を行えない場合、「その他保健所長が必要と認める書類」として施設の写真等の提出が必要になります。



(2)-2 事前審査の申し出の変更

事前審査の結果通知を受けた後に、その申出の事項を変更しようとするときは、あらかじめ保健所にその旨を届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

○旅館業事前審査変更届出書（天津市旅館業指導要綱 様式第4号）

※変更事項が客室の定員や構造設備に関するときは、別紙「構造設備の概要」を添付してください。

○添付書類

変更内容を証する書面

(3) 許可の申請（新規）

旅館業営業を行おうとするときは、保健所に許可申請して許可を受ける必要があります。なお、事前審査申出書又は事前審査変更届出書に添付した書類と同一のものについては、添付を省略することができます。

【申請に必要なもの】

○審査手数料（22,000 円）

○旅館業許可申請書（天津市旅館業法施行細則 様式第1号）

○添付書類

以下の書類は必ず必要です。

(1) 申請者が法人であるときは、登記事項証明書（役員全員の氏名が記載されているものに限る。）

(2) 建築基準法第2条に規定する建築等が行われる場合は、同法第7条第5項に規定する検査済証の写し

(3) 建築基準法第87条第1項の規定に該当する建物の用途変更（住宅から旅館等）が行われる場合は、同法第6条第1項に規定する確認済証の写し

(4) 消防法令適合通知書の写し

(5) 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書

(6) 水道水以外の水を洗面所等に供給する場合は、この水が水道法の基準に適合していることを証する水質検査成績書等

事前審査申出書又は事前審査変更届出書に添付した書類と同一のものに限り、以下の添付書類が省略できます。

(7) 構造設備の概要（別紙様式）

(8) 縮尺100分の1程度の立面図及び各階平面図

(9) 営業施設の付近見取図（営業施設の位置、当該施設の敷地の周囲100メートル及び200メートルの距離を示す線並びに当該施設の周囲おおむね300メートルの区域内にある旅館業法第3条第3項各号及び天津市旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に掲げる施設の位置及び名称を明記したもの）

(10) 施設の配置図（敷地内の建物配置図及び屋外広告物を明記したもの）

(11) 申請者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し

(12) 戸建住宅、集合住宅等を賃借又は転借して旅館業を行おうとする場合は、賃貸人及び転貸人が施設を旅館業の用に供することを承諾したことを証する書類

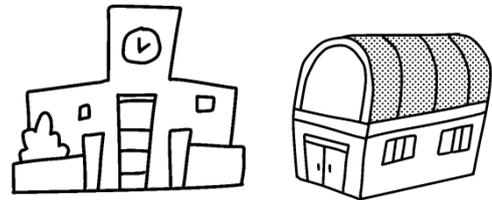
(13) 分譲マンション内で旅館業を行おうとする場合は、専有部分の用途に関する規約の写し（規約に旅館業についての定めがない場合は、管理組合において旅館業の実施を禁止する意思がないことを確認したことを証する書類）

(14) その他保健所長が必要と認める書類（施設の写真等）

ア) 設置場所に関する意見照会について

施設の設置場所が、旅館業法第3条第3項各号に該当する下記施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合、その旅館施設の設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、保健所から下記施設を所管・監督する関係機関に対し意見を照会する必要があります。なお、これに該当した場合はこの照会のため、通常より許可又は事前審査の事務処理に時間を要します。

- ・ 学校教育法第1条に規定する**学校**（大学を除く。）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する**幼保連携型認定こども園**
- ・ 児童福祉法第7条第1項に規定する**児童福祉施設**
- ・ 学校教育法第124条に規定する**専修学校**（高等課程に限る。）
- ・ 学校教育法第134条第1項に規定する**各種学校**（その教育課程が同法第1条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するものに限る。）
- ・ 社会教育法第21条に規定する**公民館**及び図書館法第2条第1項に規定する**図書館**
- ・ 博物館法第2条第1項に規定する**博物館**及び同法第31条第2項に規定する**指定施設**



また、大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に掲げる施設とは、下記の施設が該当します。

- ・ 官公庁施設の建設等に関する法律第2条第4項に規定する**一団地の官公庁施設**
- ・ 学校教育法第1条に規定する**学校**、同法第124条に規定する**専修学校**及び同法第134条第1項に規定する**各種学校**
- ・ 図書館法第2条第1項に規定する**図書館**
- ・ 児童福祉法第7条第1項に規定する**児童福祉施設**
- ・ 医療法第1条の5第1項に規定する**病院**及び同条第2項に規定する**診療所で患者を入院させるための施設を有するもの**
- ・ 社会教育法第21条に規定する**公民館**
- ・ 博物館法第2条第1項に規定する**博物館**及び同法第31条第2項に規定する**指定施設**
- ・ 都市公園法第2条第1項に規定する**都市公園**
- ・ 職業能力開発促進法第16条第1項及び第2項の規定により設置する**公共職業能力開発施設**
- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第7号の規定により設置する**職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター並びに職業能力開発総合大学校**
- ・ 国又は地方公共団体が設置する一般の利用に供するための**体育館、水泳プール及び運動場並びにこれらに類する施設**

イ) 旅館業からの暴力団排除に関する警察への照会等について

平成29年12月15日付けで旅館業法の一部が改正され、同法において暴力団排除条項が整備されたことに伴い、平成30年5月11日付けで警察庁と厚生労働省との間で「**旅館業からの暴力団排除に関する合意書**」が締結されました。

これにより、保健所は、旅館業法の許可審査等を行うにあたりその都度、申請者等が「**暴力団員等**」でないかを県警等に照会することになったため、許可申請書には「**暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書**」を添付する必要があります。

(4) 許可証の交付等

許可申請後、保健所職員が施設の実地検査を行い、施設が**構造設備基準等に適合**していれば、**許可証の交付**を受けることができ、営業を開始できます。

なお、許可取得後は、次の事項に留意し、営業を行う必要があります。

許可証
(交付)

【営業を開始してから必要なこと】

ア) 施設の維持管理について

宿泊者の衛生を確保するため、大津市旅館業法施行条例に規定する**維持管理基準**（p11, 12参照）を**遵守**し、寝具の交換や浴室の清掃等を行わなければなりません。

イ) 宿泊者名簿の記載等について

旅館業法の規定により、営業者は宿泊者の氏名や住所、連絡先等を記載した**宿泊者名簿**を備える必要があります。また、宿泊者が日本に住所を有していない**外国人**の場合は、その者の**パスポートの写し**を保存等する必要があります。

なお、宿泊者名簿の記載は、**対面等により本人確認**を行った上で、実施する必要があります。



ウ) カスタマーハラスメントへの対応について

営業者は、旅館業法の規定により、宿泊施設に過重な負担となり、宿泊サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返す迷惑客の宿泊を拒んだ場合は、**宿泊を拒んだ日時**、拒否された者とその接遇の責任者の氏名、理由、経緯等を記載した書面等を作成し、3年間保存する必要があります。

エ) 差別防止の徹底等について

営業者は、特定感染症のまん延防止対策を適切に講じ、特に配慮を要する宿泊者に対して特性に応じた適切な宿泊サービスを提供するため、従業員に対し必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととなりました。

2. その他必要な手続きについて

(1) 変更の届出

申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）に変更が生じたとき（施設の名称が変わったとき、申請者の住所や氏名が変わったとき、施設の構造設備を変更したとき（軽微なものに限る。）等）は、10日以内に保健所にその旨を届出する必要があります。

※ただし、次の(3)、(4)及び(5)による承継の場合を除き、営業者を変更するときは、新たに許可を受ける必要があります。

【届出に必要なもの】

- 旅館業（変更・停止・廃止）届出書（大津市旅館業法施行細則 様式第4号）
- 添付書類
 - ・ 変更内容を明らかにする書類

(2) 停止、廃止の届出

旅館業営業を停止又は廃止したときは、10日以内に保健所にその旨を届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

- 旅館業（変更・停止・廃止）届出書（大津市旅館業法施行細則 様式第4号）
 - 添付書類
 - ・ 営業許可証（廃止の場合に限る。）
- ⇒営業許可証を紛失している場合は、紛失届を添付する。

(3) 譲渡による承継承認の申請

旅館業の事業譲渡に際して、営業者の地位を承継しようとするときは、譲渡の効力が発生する前に保健所に申請して承認を受ける必要があります。

【申請に必要なもの】

- 審査手数料（7,500円）
- 旅館業営業承継承認申請書（譲受）（大津市旅館業法施行細則 様式第1号の2）
- 添付書類

- ・ 旅館業の譲渡を証する書類

（申請書に添付する「旅館業の譲渡を証する書類」は、譲渡が完了したことを証する書類ではなく、今後譲渡する旨を証する書類（基本的には、譲渡契約書等の写し等）であることが必要です。その書類の中で、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実、譲渡の効力発生日が最低限確認できるものである必要があります。）

- ・ 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

（事業譲渡に伴い定款等の変更がある場合には、その一部変更等の手続を経た正式のものでなければなりません。譲渡について認可が必要な場合にあってはその認可後のものでなければなりません。）

- ・ 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書

- 留意事項

- ・ 令和5年12月13日以降の事業譲渡において適用されます。
- ・ 譲渡人は、必要に応じて譲受人と連携し、保健所に対し、事業譲渡後の衛生管理や事業の方針等の説明を適切に行ってください。
- ・ 譲渡人と譲受人が申請を行う必要があります。
- ・ 営業における衛生管理に関する一義的な責任は、譲受人にあります。そのため、事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準を確保してください。
- ・ 譲受人は、譲渡人が営業の許可を受けた際（変更があった場合には変更の届出を行った際）に提出した図面その他の書類の控えを適切に管理してください。

(4) 相続による承継承認の申請

旅館業の許可を受けた営業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は被相続人の死亡後 60 日以内に保健所に申請し、承認を受ける必要があります。

【申請に必要なもの】

○審査手数料（7,500 円）

○旅館業営業承継承認申請書（相続）（大津市旅館業法施行細則 様式第3号）

○添付書類

- ・ 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- ・ 相続人が2人以上ある場合には、相続人全員の同意書
※被相続人の死亡後 60 日以内に申請できなかった場合は、併せて遅延理由書の提出が必要になります。
- ・ 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書

(5) 合併・分割による承継承認の申請

旅館業の許可を受けて営業している法人が合併又は分割により営業者の地位を承継しようとするときは、あらかじめ保健所に申請して承認を受ける必要があります。

【申請に必要なもの】

○審査手数料（7,500 円）

○旅館業営業承継承認申請書（合併・分割）（大津市旅館業法施行細則 様式第2号）

○添付書類

- ・ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し
- ・ 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書

(6) 営業再開の届出

停止の届出を行っている施設の営業の全部又は一部を再開しようとするときは、あらかじめ保健所に届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

○旅館業再開届出書（大津市旅館業法施行細則 様式第5号）

○添付書類

- ・ 停止している営業の一部を再開する場合は、その再開しようとする部分を明らかにした図面

3. 構造設備基準等(1)

基準		根拠	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
玄関帳場等	玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備を有すること	令1-1-(2)	○		
	【玄関帳場を設置する場合の要件】				
	・ 宿泊者等が必ず通過する場所に設けること	条例別表第2 2-(1)	○		
	・ 囲い等は設けず、宿泊者等と直接面接できる構造であること	条例別表第2 2-(2)	○		
	【玄関帳場等に代替する機能を有する設備の場合の要件】				
	・ 事故発生時及び緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 (緊急時に10分程度で職員等が駆けつけることができる体制)	規則4の3-(1)	○		
・ 宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の宿泊者との適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること (ビデオカメラ等により、本人確認や出入りの状況確認を常時鮮明な画像により実施できる)	規則4の3-(2)	○			
善良の風俗保持	当該施設の設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設(学校等)の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該学校等から、客室、客を接待、遊興または飲食させるホール、射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるホール等を見通せないようにする設備を有すること	令1-1-(7)	○		
	善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと	令3-1-(1)	○	○	○
	善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと	令3-1-(2)	○	○	○
	市条例別表第2、5-(1)[他の11法令に規定する施設の敷地の周囲200mの区域内]又は5-(2)[都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の地域]に掲げる区域等にある場合				
	外壁、屋根、広告物その他の外観は、周囲の善良な風俗を害することのないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること	条例別表第2 5-(1)	○	○	○
施設の外部には、性的好奇心を著しくそそるおそれのある内容を表示する広告物を備え付けないこと	条例別表第2 6	○	○	○	

【構造設備基準の特例】

旅館業法施行規則第5条第1項各号に掲げる、利用度が低く交通が著しく不便な地域にある施設等については、構造設備基準を一部除外できます。

⇒詳細は、保健所までお問い合わせください。

3. 構造設備基準等(2)

基準		根拠	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
客室	【旅館・ホテルの客室】 寝台を置かない1客室の床面積は、7㎡以上	令1-1-(1)	○		
	寝台を置く1客室の床面積は、9㎡以上	令1-1-(1)	○		
	【簡易宿所の客室】 客室の延床面積が3.3㎡以上 (ただし、宿泊者の数が10人未満の場合は、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じた面積以上)	令1-2-(1)		○	
	客室は、地階に設けないこと(前面に空地がある等衛生上支障のない場合を除く)	条例別表第2-1-(1)	○	○	○
寝台	階層式寝台を有する場合は、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること	令1-2-(2)		○	
採光	窓等により自然光線が十分に採光できる構造であること	条例別表第2-1-(2)	○	○	○
換気	適当な換気装置がある場合等を除き、窓その他開口部により衛生的な空気環境を十分に確保できる構造であること	条例別表第2-1-(3)	○	○	○
浴室	近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること	令1-1-(4) 令1-2-(4) 令1-3-(2)	○	○	○
	浴室は、清潔で衛生上支障がないよう、清掃が容易に行うことができる構造であること	条例別表第2-3-(1)	○	○	○
	【循環ろ過器を設置する場合】 ろ過器は、十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の前に集毛器を設けること	条例別表第2-3-(2)ア	○	○	○
	ろ材の交換を適切に行うことができる構造である場合を除き、ろ材を十分に逆洗浄できる構造であること	条例別表第2-3-(2)イ	○	○	○
	屋外浴槽を設ける場合には、屋外浴槽内の湯水が循環ろ過装置を経ずに屋内浴槽内の湯水に直接混入しない構造であること	条例別表第2-3-(3)	○	○	○
気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること	条例別表第2-3-(4)	○	○	○	
洗面	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること	令1-1-(5) 令1-2-(5) 令1-3-(3)	○	○	○
便所	適当な数の便所を有すること	令1-1-(6) 令1-2-(6) 令1-3-(4)	○	○	○
	便所には、流水式の手洗設備を設けること	条例別表第2-4	○	○	○
その他	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること	令1-1-(3) 令1-2-(3) 令1-3-(1)	○	○	○

4. 維持管理基準等（※全種別共通）

	基 準	根 拠
寝 具	布団及び枕には、清潔な敷布、布団カバー及び枕カバーを用いること	条例別表第1-3-(1)
	寝衣、敷布、布団カバー及び枕カバーは、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること	条例別表第1-3-(2)
	布団、枕、毛布等は、常に清潔に保ち、適当な方法により湿気を除くこと	条例別表第1-3-(3)
浴 室	共同浴室にあっては、使用中は浴槽を湯水で満たしておくこと	条例別表第1-4-(1)
	浴槽水並びに給水湯栓及びシャワー設備から供給される湯水は、清浄に保つこと	条例別表第1-4-(2)
	浴槽は、毎日完全に換水し、清掃すること（循環ろ過器を使用する場合は、1回/週以上完全に換水し、浴槽の清掃及び消毒をすること）	条例別表第1-4-(3)
	貯湯槽内の湯水は、その温度を摂氏 60 度以上に保つこと（塩素系薬剤により消毒されている等の場合を除く）	条例別表第1-4-(4)
	循環ろ過器を使用する場合	
	ろ過器は、1回/週以上逆洗浄等を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部を消毒すること	条例別表第1-4-(5)ア
	浴槽水を循環させるための配管は、必要に応じて清掃及び消毒をすること	条例別表第1-4-(5)イ
	浴槽水は、次に掲げるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。ただし、これらによりがたい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用することにより、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること （ア） 塩素系薬剤を用いて消毒を行う場合にあっては、遊離残留塩素濃度が、1リットルにつき0.4ミリグラム程度となるように保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないように努めること （イ） 結合塩素のモノクロラミンを用いて消毒を行う場合にあっては、モノクロラミンの濃度が1リットルにつき3ミリグラム程度となるように保つこと	条例別表第1-4-(5)ウ
	1回/年（気泡発生装置等を有する浴槽又は屋外の浴槽内の湯水を循環させる場合は、2回/年）以上レジオネラ属菌検査を定期的に行い、その結果を3年間保管すること	条例別表第1-4-(5)エ
	回収槽内の湯水は、浴用に供しないこと（回収槽内の清掃及び消毒を十分に行い、かつ、回収槽内の湯水を塩素系薬剤により消毒する場合を除く）	条例別表第1-4-(6)

法：旅館業法、令：旅館業法施行令、規則：旅館業法施行規則、条例：大津市旅館業法施行条例

4. 維持管理基準等（※全種別共通）

	基準	根拠
洗面	洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること	条例別表第1-5
宿泊者名簿	正確な記載を確保するための措置を講じた上で宿泊者名簿を作成し、3年間保存すること	規則4の2-1
	宿泊者名簿は、旅館業の施設又は営業者の事務所のいずれかの場所に備えること	規則4の2-2
	宿泊者名簿には、宿泊者の氏名、住所及び連絡先を記載すること	法6-1
	宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍および旅券番号を記載するか、旅券の写しを保存すること	規則4の2-3-1 国通知
その他	施設及びその周囲は、常に清潔に保つこと	条例別表第1-1
	衛生上有害な昆虫及びねずみの発生及び侵入を防止し、必要に応じその駆除を行うこと	条例別表第1-2
	施設又はその部門ごとに、管理責任者を定めること	条例別表第1-6
	施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めること	法3の5-2
	営業者は、旅館業法の規定により、宿泊施設に過重な負担となり、宿泊サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返す迷惑客の宿泊を拒んだ場合は、経緯等を記載した書面等を作成し、3年間保存すること	法附則3-2 省令140号 附則2

※ 改正旅館業法や指針、研修ツールの詳細については、厚生労働省のホームページをご参照ください。



《大津市旅館業法施行細則》

様式第1号(第2条関係)

旅館業許可申請書		年 月 日	受付欄
(宛先) 大津市保健所長		旅館業法第3条第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
申請者	ふりがな氏名	年 月 日生	
	住所	〒 電話 () -	
ふりがな施設の名称			
施設の所在地		〒 電話 () -	
営業の種別		<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業	
省令第5条第1項の特例施設に該当することの有無(有の場合にあっては、その特例の内容)		<input type="checkbox"/> 季節的営業 <input type="checkbox"/> 不随地 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一時的営業 <input type="checkbox"/> 農林漁業体験民宿 ()	
旅館業法第3条第2項各号に掲げる事項の該当の有無		<input type="checkbox"/> 有 (旅館業法第3条第2項第 号該当) 参考 旅館業法第3条第2項(抜粋) (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (旅館業法施行規則第1条の2 法第3条第2項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。) (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの (7) 法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 <input type="checkbox"/> 無	
施設の設置場所の周囲おおむね100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の有無(有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設名称() 距離(m)	
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に規定する区域に該当することの有無(有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設名称() 距離(m)	
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第2号の地域に該当することの有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
構造設備の概要			
営業開始予定年月日 (季節的施設にあっては期間)		年 月 日から 年 月 日まで	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 構造設備の概要の欄が不足する場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、構造設備の概要を記載した別紙を添付すること。

3 添付書類

(1) 縮尺100分の1程度の立面図及び各階平面図

(2) 営業施設の付近見取図(営業施設の位置、当該施設の敷地の周囲100メートル及び200メートルの距離を示す線並びに当該敷地の周囲おおむね300メートルの区域内にある法第3条第3項各号及び大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に掲げる施設の位置及び名称を明記したもの)

(3) 施設の配置図(敷地内の建物配置図及び屋外広告物を明記したもの)

(4) 申請者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

4 申請者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

構造設備の概要

建物	施設の名称											
	階	室名	様式	定員	客室 床面積	居室 床面積	自然採光 設備	自然換 気設備	機械換 気設備	付帯衛生設備の有無		
										浴室	洗面	便所
客室	階		和・洋	人	m ²	m ²	有・無	有・無	有・無	浴室有 シャワーのみ 無	洗面有・無	便所有・無
	階		和・洋	人	m ²	m ²	有・無	有・無	有・無	浴室有 シャワーのみ 無	洗面有・無	便所有・無
	階		和・洋	人	m ²	m ²	有・無	有・無	有・無	浴室有 シャワーのみ 無	洗面有・無	便所有・無
	階		和・洋	人	m ²	m ²	有・無	有・無	有・無	浴室有 シャワーのみ 無	洗面有・無	便所有・無
	階		和・洋	人	m ²	m ²	有・無	有・無	有・無	浴室有 シャワーのみ 無	洗面有・無	便所有・無
	階		和・洋	人	m ²	m ²	有・無	有・無	有・無	浴室有 シャワーのみ 無	洗面有・無	便所有・無
	階		和・洋	人	m ²	m ²	有・無	有・無	有・無	浴室有 シャワーのみ 無	洗面有・無	便所有・無
	階		和・洋	人	m ²	m ²	有・無	有・無	有・無	浴室有 シャワーのみ 無	洗面有・無	便所有・無
	階		和・洋	人	m ²	m ²	有・無	有・無	有・無	浴室有 シャワーのみ 無	洗面有・無	便所有・無
	階		和・洋	人	m ²	m ²	有・無	有・無	有・無	浴室有 シャワーのみ 無	洗面有・無	便所有・無
	階		和・洋	人	m ²	m ²	有・無	有・無	有・無	浴室有 シャワーのみ 無	洗面有・無	便所有・無
	合計	総室数	和室数	洋室数	合計 定員	客室 床面積	居室 床面積	自然採光 設備	自然換 気設備	機械換 気設備	浴室数	洗面数
室		室	室	人	m ²	m ²						

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 和式、洋式、部屋の床面積、採光、換気面積および付帯設備の種類別に記載すること。

3 この様式において「和式」とは寝台を置かない部屋の形態をいい、「洋式」とは寝台を置く部屋の形態をいう。

4 客室床面積には、押入れ・床の間等は含まれないが、客室に付随する浴室、便所、板間および踏み込みの部分等は含まれる。
(床面積は内法による)

5 居室床面積は、客室床面積から浴室・便所等を除いた面積とする。

《大津市旅館業法施行細則》

様式第1号の2（第3条関係）

旅館業営業承継承認申請書（譲受）		受付欄
(宛先) 大津市保健所長 旅館業法第3条の2第1項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。		年 月 日
譲渡人	<small>ふりがな</small> 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 () _____
譲受人	<small>ふりがな</small> 氏名 生年月日 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	_____ 年 月 日生
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 () _____
譲渡予定年月日		
営業の種別		<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業
ふりがな 施設の名称		
施設の所在地		〒 _____ 電話 () _____
旅館業法第3条第2項各号に掲げる事項の該当の有無		<input type="checkbox"/> 有 (旅館業法第3条第2項第 _____ 号該当) 参考 旅館業法第3条第2項 (抜粋) (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (旅館業法施行規則第1条の2 法第3条第2項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。) (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分を違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者 (第8号において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が前各号のいずれかに該当するもの (7) 法人であつて、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 <input type="checkbox"/> 無
施設の設置場所の周囲おおむね100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地 (これらの用に供するものと決定した土地を含む。) の有無 (有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設名称 () _____ 距離 () _____ m	
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に規定する区域に該当することの有無 (有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設名称 () _____ 距離 () _____ m	
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第2号の地域に該当することの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

《大津市旅館業法施行細則》

様式第2号（第3条関係）

旅館業営業承継承認申請書（合併・分割）		年 月 日	受付欄
(宛先) 大津市保健所長 旅館業法第3条の3第1項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。			
申請者	ふりがな 名称及び 代表者の氏名		
	主たる事務所の 所在地	〒	電話（ ） -
合併により 消滅する法人又は分割 前の法人	ふりがな 名称及び 代表者の氏名		
	主たる事務所の 所在地	〒	電話（ ） -
合併後存続する法人若しくは合併こ より設立される法人又は分割により 旅館業を承継する 法人	ふりがな 名称及び 代表者の氏名		
	主たる事務所の 所在地	〒	電話（ ） -
合併又は分割の予定年月日			
営業の種別		<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業	
ふりがな 施設の名称			
施設の所在地		〒	電話（ ） -
旅館業法第3条第2項各号 に掲げる事項の該当の有無		<input type="checkbox"/> 有（旅館業法第3条第2項第 号該当） 参考 旅館業法第3条第2項（抜粋） (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省 令で定めるもの (旅館業法施行規則第1条の2 法第3条第2項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障 害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思 疎通を適切に行うことができない者とする。) (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に 違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ とがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経 過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号） 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなっ た日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」とい う。） (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 （法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号の いずれかに該当するもの (7) 法人であつて、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいず れかに該当する者があるもの (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 <input type="checkbox"/> 無	
施設の設置場所の周囲おおむね 100 メートルの区域内における 旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供 するものと決定した土地を含む。）の有無（有の場合にあっては、 当該施設の名称及び敷地までの距離）		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に規定する区域 に該当することの有無（有の場合にあっては、当該施設の名称及 び敷地までの距離）		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第2号の地域に該当す ることの有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該営業を承継する法人の定款若しくは
寄附行為の写し

《大津市旅館業法施行細則》

様式第3号(第3条関係)

旅館業営業承継承認申請書(相続)		年 月 日	受付欄
(宛先) 大津市保健所長 旅館業法第3条の4第1項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。			
申請者	ふりがな氏名		年 月 日生
	住所	〒	電話() ー
	被相続人との続柄		
被相続人	ふりがな氏名		
	住所	〒	電話() ー
相続開始年月日			
営業の種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業		
ふりがな施設の名称			
施設の所在地	〒		電話() ー
旅館業法第3条第2項各号に掲げる事項の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 (旅館業法第3条第2項第 号該当) 参考 旅館業法第3条第2項(抜粋) (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの (7) 法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 <input type="checkbox"/> 無		
施設の設置場所の周囲おおむね100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の有無(有の場合にあつては、当該施設の名称及び敷地までの距離)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	施設名称() 距離(m)
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に規定する区域に該当することの有無(有の場合にあつては、当該施設の名称及び敷地までの距離)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	施設名称() 距離(m)
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第2号の地域に該当することの有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

旅館業（変更・停止・廃止）届出書		受付欄
(宛先) 大津市保健所長 年 月 日 旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。		
届出者	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒 電話 () -
ふりがな 施設 の 名 称		
施設 の 所 在 地		〒 電話 () -
営 業 の 種 別		<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更内容	変更事項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
停 止 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
廃 止 年 月 日		年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 申請書の記載事項の変更の場合にあつては、変更内容を明らかにする書類
- (2) 廃止の場合にあつては、営業許可証

3 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

旅館業再開届出書		年 月 日	受付欄
(宛先) 大津市保健所長			
大津市旅館業法施行細則第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
届出者	ふりがな 氏 名		
	住 所	〒 電話 () -	
ふりがな 施設の名称			
施設の所在地		〒 電話 () -	
営業の種別		<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業	
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
停止している営業の一部を再開する場合は、その部分			
再開予定年月日		年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

停止している営業の一部を再開する場合にあっては、その再開しようとする部分を明らかにした図面

3 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第 1 号（第 3 条関係）

旅館業事前審査申出書		年 月 日	受 付 欄
(宛先) 大津市保健所長 大津市旅館業指導要綱第 3 条の規定により、事前審査を申し出ます。			
申出者	ふりがな 氏 名	年 月 日生	
	住 所	〒 電話 () -	
ふ り が な 施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地		〒 電話 () -	
営 業 の 種 別		<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業	
建 築 等 工 事 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
営 業 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
旅館業法第 3 条第 2 項各号に該当することの有無		<input type="checkbox"/> 有 (旅館業法第 3 条第 2 項第 号該当) 参考 旅館業法第 3 条第 2 項 (抜粋) (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 旅館業法施行規則第 1 条の 2 法第 3 条第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者 (4) 第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者 (第 8 号において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が前各号のいずれかに該当するもの (7) 法人であって、その業務を行う役員のうち第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 <input type="checkbox"/> 無	
施設の設置場所の周囲おおむね 100 メートルの区域内における旅館業法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設の敷地 (これらの用に供するものと決定した土地を含む。) の有無 (有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離)		<input type="checkbox"/> 有 施設名称 () 距離 (m)	<input type="checkbox"/> 無
大津市旅館業法施行条例別表第 2 第 5 項第 1 号に掲げる区域に該当することの有無 (有の場合にあっては、施設の名称及び敷地までの距離)		<input type="checkbox"/> 有 施設名称 ()、距離 (m)	<input type="checkbox"/> 無
大津市旅館業法施行条例別表第 2 第 5 項第 2 号の地域に該当することの有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
施設の構造設備の概要		別紙のとおり	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

2 申出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類

- (1) 縮尺 100 分の 1 程度の立面図及び各階平面図
- (2) 営業施設の付近見取図 (営業施設の位置、当該施設の敷地の周囲 100 メートル及び 200 メートルの距離を示す線並びに当該施設の周囲おおむね 300 メートルの区域内にある法第 3 条第 3 項各号及び大津市旅館業法施行条例別表第 2 第 5 項第 1 号に掲げる施設の位置及び名称を明記したもの)
- (3) 施設の配置図 (敷地内の建物配置図及び屋外広告物を明記したもの)
- (4) 申出者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し
- (5) その他保健所長が必要と認める書類

旅館業事前審査変更届出書 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 大津市旅館業指導要綱第4条の規定により、事前審査の内容 を変更したいので届け出ます。		受 付 欄
届出者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） -
ふ り が な 施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		〒 電話（ ） -
旅 館 業 の 種 別		
事前審査申出年月日		年 月 日
変 更 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 変更内容を証する書面を添付すること。

暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書

年 月 日

(宛先)
大津市保健所長

[法人にあつては、主たる事務所の所在地]

住 所 _____

[法人にあつては、その名称及び代表者名]

(ふりがな)

氏 名 _____

[法人にあつては、代表者の生年月日・性別]

生 年 月 日 _____ 年 月 日 性別(男・女)

私は、旅館業法(昭和23年法律第138号)に規定する許可申請又は承継承認の申請を行うにあたり、同法第3条第2項の規定に基づく下記項目の欠格要件に該当しないことを誓約するとともに、当該項目に該当するか否かに関し、大津市保健所が裏面又は別紙の者について、滋賀県警察本部に必要な照会をすることについて承諾します。

なお、許可取得後において、当該項目に該当していることが判明したとき及び該当する事態になったときは、速やかに貴職宛申し出るとともに、その許可を取り消されることがあっても、何ら異議のないことを誓約します。

記

1 該当しないことを誓約する項目

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が暴力団員等に該当するもの
- (3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する(※注)者

(※注)「事業活動を支配する」とは、

- ① 暴力団員等の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
- ② 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかに問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結していること。

2 役員等の一覧について

氏名 (漢字等)	氏名 (フリガナ)	役職名	生年月日	住所	性別
・登記事項証明書に記載されている現在の役員（個人の場合は申請者のみ）					
姓	姓		年	〒	
名	名		月		
			日		
姓	姓		年	〒	
名	名		月		
			日		
姓	姓		年	〒	
名	名		月		
			日		
姓	姓		年	〒	
名	名		月		
			日		
姓	姓		年	〒	
名	名		月		
			日		

(注) 法人の場合は、登記事項証明書に記載されている現在の役員全員について、記載してください。
 なお、役員とは、代表取締役、取締役（社外取締役、非常勤取締役を含む。）、代表執行役、執行役、代表理事、理事等をいい、監査役及び監事は役員に含みません。

また、役員が外国人である場合は、登記事項証明書に記載されているとおりに氏名を氏名欄に記載してください。姓名を逆にしたり、ミドルネームを削除したりする必要はありません。

営業者相続同意書

年 月 日

(宛先)
大津市保健所長

同意者 住 所

氏 名 _____

次のとおり _____ 営業の相続について同意します。

被相続人	住 所	
	氏 名	
営業者の地位を承継すべき相続人	住 所	
	氏 名	

注) 同意者氏名の部分は、営業者の地位を承継する者以外の相続人全員が記名すること。

営業許可証紛失届

営 業 者 住 所 _____

施 設 所 在 地 _____

業 種 _____

施 設 名 称 _____

私は、営業許可証を紛失しましたので、紛失届を提出します。なお、営業許可証を発見しましたときは、速やかに返納いたします。

年 月 日

届出者 _____

(宛先)

大 津 市 保 健 所 長

遅延理由書

年 月 日

(宛先)
大津市保健所長

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

この度、下記営業許可の（ 変更 ・ 廃止 ・ 承継 ）するにあたり、手続きが遅延した理由は次のとおりです。今後は、このようなことのないよう注意しますので、今回は手続きをよろしくお願いします。

施設の所在地	
施設の名称	
許可番号 及び 営業の種類	
遅延理由	